

② 手帳の交付

身体障害者手帳

☎ 区役所・北須磨支所保健福祉課、玉津支所（裏表紙）

〔対 象〕 身体障害者（児）

〔内 容〕 身体障害者福祉法、児童福祉法などに基づく制度によって援護を受けようとする場合に必要です。

障害の程度により1級から6級までの等級があり、その等級によって援護の内容が異なる場合があります。

また、身体障害者手帳の交付を受けたときに比較して、障害程度に変化がある場合、またはそれ以外の障害が加わった場合は、再交付申請（障害内容変更）をしてください。

〔手続きに必要なもの〕

市長の指定した医師の診断書（市の様式による）、写真（たて4cm×よこ3cm）、マイナンバーカード

療育手帳

☎ 区役所・北須磨支所保健福祉課、玉津支所（裏表紙）

〔対 象〕 知的障害者（児）

〔内 容〕 指導・相談および各種のサービスを受けやすくするために交付しています。

障害の程度によりA、B1、B2の区分があり、障害福祉サービス等の制度を利用する際、その区分によって利用できる制度が異なる場合があります。

〔手続きに必要なもの〕

写真（たて4cm×よこ3cm）、マイナンバーカード

精神障害者保健福祉手帳

☎ 区役所・北須磨支所保健福祉課、玉津支所（裏表紙）

〔対 象〕 精神障害者

〔内 容〕 精神障害者の自立と社会復帰および社会参加の促進を図るために交付しています。障害の程度により1級から3級までの区分があり、障害福祉サービス等の制度を利用する際、その等級により利用できる制度が異なる場合があります。

〔手続きに必要なもの〕

「指定した様式による医師の診断書」もしくは「精神障害を事由とする障害年金または特別障害給付金の証書等」、写真（たて4cm×よこ3cm）

小児慢性特定疾病児童手帳

☎ 区役所・北須磨支所保健福祉課、玉津支所（裏表紙）

〔対 象〕 小児慢性特定疾病児童

〔内 容〕 患者の症状が急変した場合に、周囲の人により医療機関等に速やかに連絡が行えるなど、緊急時に適切な対応ができる等の目的で交付しています。